

# 第4次小郡市子ども読書活動推進計画

【改訂版】

令和2年3月策定

令和7年3月改訂

小郡市・小郡市教育委員会

はじめに	2
第1章 計画策定の背景	3
1. 子どもの読書活動の意義	3
2. 子どもの読書活動の現状	3
3. 国の動向	5
4. 県の動向	7
第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	9
1. 計画の趣旨	9
2. 計画の目標	11
第3章 子どもの読書活動推進のための取組	12
1. 家庭・地域	12
2. 幼稚園・保育所(園)・地域子育て支援拠点	16
3. 学校	18
4. 図書館	23
第4章 施策の効果的な推進に向けて	29
1. 関係機関との連携・協力	
2. 啓発・広報等の推進	
3. 財政上の措置	
4. 今後の取組について	
第5章 子ども読書活動推進計画の実施体系	30
資料1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」	32
資料2 「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(概要)	34
資料3 「文字・活字文化振興法」	36
資料4 「国民読書年に関する決議」	38
資料5 「学校図書館ガイドライン」	39
資料6 「学校教育の情報化の推進に関する法律」	44
資料7 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」	48
資料8 「小郡市読書ボランティアグループ一覧」	52
資料9 「小郡市子どもの読書活動推進計画策定委員」	53

計画書内における漢字表記について

「子ども」／「子供」・・・法令、条例等で「子供」表記がされている場合を除き、「子ども」と表記しています。

「障がい」／「障害」・・・法令、条例等で「障害」表記がされている場合を除き、「障がい」と表記しています。

## はじめに

子どもにとって読書は楽しみであるとともに、生きていく上で必要なあらゆることを身につけるのに役立ちます。知識のみならず、ことばの獲得や他者を思いやることのできる視野を広げることにもつながります。読書は、読解力・想像力・表現力を育み、知性や感性を豊かにし、人間性や道徳性を培う、子どもの成長に欠かすことのできないものです。

いつの時代も、子どもを取り巻く状況は社会の変化とともにあり、読書環境も大きな影響を受けます。家庭にテレビが普及しはじめた昭和の時代から、子どもの活字離れが心配されてきましたが、近年は単に本を読まないということにだけにとどまらず、そのことがもたらす弊害、たとえば、表現力や想像力の低下が原因で起こる事件など、一生に関わる問題も危惧されています。

技術の進歩や経済の発展で物質的には恵まれている現代こそ、社会全体で子どもの読書環境を整え、活動を推進して、子どもが心身ともに真に豊かであるよう支援していく必要があります。

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(※1、資料1)(平成13年12月施行)に基づく国の「基本計画」及び福岡県の「推進計画」をもとに、平成16年度に「小郡市子ども読書活動推進計画」(以下「第1次計画」という。)を策定しました。

また、平成22年度には、「第1次計画」の取り組みの成果を検証しながら「読書のまちづくり日本一」を目指して「第2次小郡市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成23年度に策定された「第5次小郡市総合振興計画」(平成23年度～平成32年度)では「読書のまちづくり日本一」を明文化しています。

平成26年度には、課題として残る不読率(1か月の間に1冊も本を読まなかった割合)の改善などを目標に、「第3次小郡市子ども読書活動推進計画」を策定し、令和元年度には、改めて計画の意義、推進のあり方を確認して「第4次小郡市子ども読書活動推進計画」を策定し、取り組みを行いました。

令和元年6月には、「学校教育の情報化の推進に関する法律」(※2、資料6)、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)(※3、資料7)が施行されました。これを受けて、子どもたちの実態に応じて、すべての子どもたちが読書活動に親しむことができるよう今後も推進活動を進めていきます。

---

### ※1 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の重要性に鑑み、子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう、積極的に読書環境の整備を図るために制定された法律

### ※2 学校教育の情報化の推進に関する法律

令和元年、学校教育の情報化の推進について基本理念を定め、国、地方自治体などの責務を明らかにし、学校教育の情報化の推進のための計画の策定、そのほかの必要事項を定めた法律

### ※3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、令和元年7月に施行された。

# 第1章 計画策定の背景

## 1. 子どもの読書活動の意義

子どもは本との出会いによって、日常の直接体験だけでは得られない世界と出会い、その体験によって視野が広がり、言葉や心情を理解し、豊かな創造力や感性が育まれていきます。また、読書は自己実現を図っていくことの手助けもしてくれます。子どもが多くの情報や知識を習得し、様々な人々の生き方に触れることで、将来への夢や希望に心をときめかせるなどの喜びを感じとることもできます。

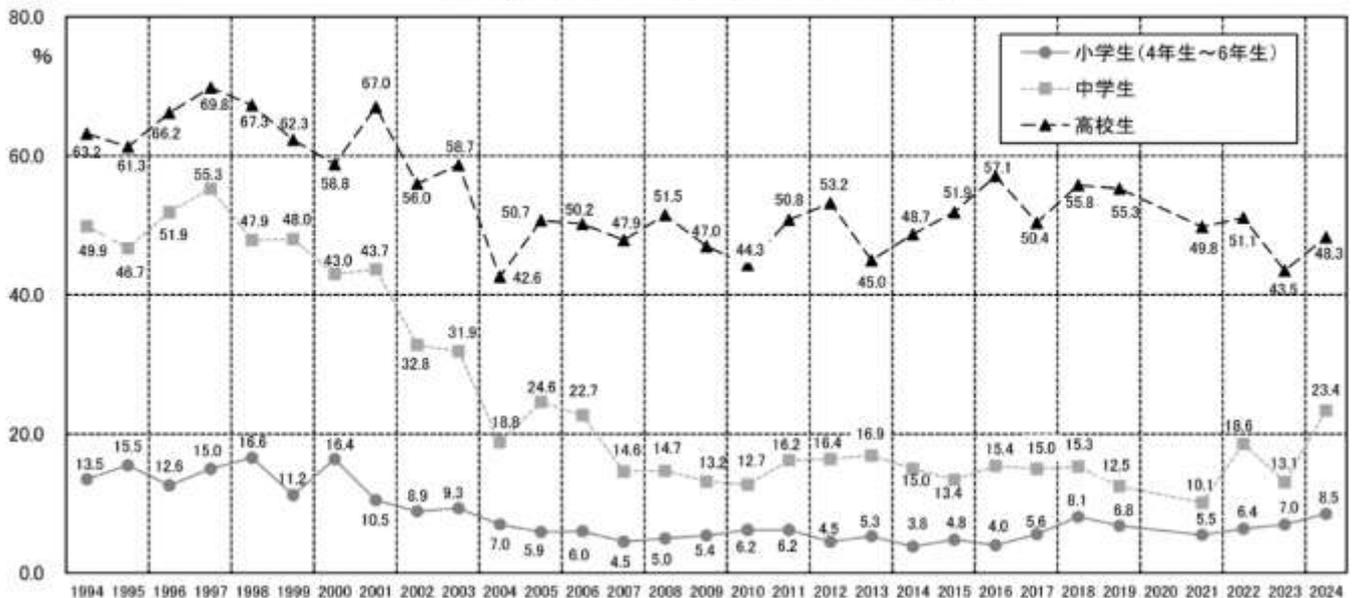
このように「読書活動」には、子ども自身が正しい判断力を身に着け、生命の大切さを感じ取り、思いやりの心と生きる喜びを見いだす、子どもの成長に欠くことのできない重要な働きがあります。子どもの健全な成長を支えるためには、子どもの読書活動を社会全体で積極的に推進していく必要があります。

## 2. 子どもの読書活動の現状

(社)全国学校図書館協議会が毎年実施している学校読書調査(令和6年(2024年・第69回))※4では、5月1か月間の平均読書冊数は、小学生(4~6年)は13.8冊(前回比+1.2冊)、中学生は4.1冊(同▲1.4冊)、高校生は1.7冊(同▲0.2冊)となった。今回は、前回まで順調な伸びを見せていた中学生の値は減少した一方で、小学生の値は平成6年(1994年)の2倍強で過去31年間の最高値となった。

また、5月1か月間に読んだ本が0冊である「不読者」の割合は、小学生は8.5%(前回比+1.5ポイント)、中学生は23.4%(同+10.3ポイント)、高校生は48.3%(同+4.8ポイント)となり、すべての校種で増加した。特に、小学生は平成16年(2004年)以降、中学生は平成18年(2006年)以降で最高値となった。

過去31年分の不読者(0冊回答者)の推移



「全国学校読書調査」より

別の調査(※5)によると、小学生から高校生までの子どもの不読率は、令和2年度末から令和3年度当初に実施された全国一斉臨時休業等を経て、令和元年の34.3%から令和3年度には38.5%まで上昇しました。令和元年度から令和2年度において、本を読む時間が減少した一方で、漫画や雑誌を読む時間が増加したこと等が指摘されています。新型コロナウイルスの発生を受けて実施された各学校の臨時休業等により、児童生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限されました。また、図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館時間の制限等を余儀なくされ、子どもの読書活動にも大きく影響を与えた可能性があります。

読書は楽しみであると同時に、生きる力を育むために必要であることを考えると、読書量のみにとらわれず、読書の質を高めていくことも大切です。

一方、子どもの生活時間のなかで大きな割合を占め、年々増加傾向にあるのが、メディアを利用する時間です。令和3年に行われた調査「小学生の読書に関する実態調査・研究」(ベネッセ教育総合研究所)(※6)では、小学4年生からスマホや携帯タブレットの時間が急増し、読書の時間は、どの学年も10分台で推移しています。その中で、電子書籍を利用する子どもは2割ほどいて、今後の電子メディアを通じた読書行動が注目されます。

また、「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、「学校教育情報化推進計画」が策定され、ICTを活用するための環境整備やICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成等の基本方針が示されました。

このような社会の変化の中で、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。こうした子どもたちの資質・能力を育むうえで、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。

保護者、保育・教育関係者など、子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持ち、地域社会全体での連携した取組が必要だといえます。

---

#### ※4 学校読書調査

全国学校図書館協議会が、全国の小・中・高等学校の児童生徒の読書状況について毎年行っている調査。調査の項目は、毎年定例のものと同様に特設したものがある。「5月1か月間に読んだ本の冊数」「5月1か月間に読んだ雑誌の冊数」「今の学年になってから読んだ本の名まえ」は、毎年調査している。

令和6年の第69回調査で特設された項目としては、「電子書籍の読書経験」「獲得したデジタル情報の正しさをどう確かめているか」「どんなときに本を読みたくなるか」がある。

#### ※5 別の調査「令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)濱田秀行氏発表資料」

令和4年に開催された「第66回日本読書学会大会」で、濱田秀行・秋田喜代美氏によって「小中高校生の読書活動に対する新型コロナウイルス感染症の影響：不読率に着目して」調査し、発表された資料

#### ※6 小学生の読書に関する実態調査・研究

ベネッセ教育総合研究所が、生活や学習における課題を明らかにすることを目的として、子どもたちの時間の使い方や意識について行った調査。第1回目は、平成20年に行われた。

### 3. 国の動向

国は、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動について国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決めました。平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、その中で子ども読書活動の推進に関しての基本的な理念と行動内容を定め、国と地方自治体の責務を明らかにしています。

平成14年8月に同法に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、あらゆる機会とあらゆる場所において読書活動を行うことができるよう、総合的に読書環境の整備を推進することを求めています。

その後、平成20年3月には、この計画の取組と成果を踏まえ、「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成25年5月には、「第三次基本計画」、平成30年3月には、「第四次基本計画」を策定しました。

それ以降、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、「GIGAスクール構想」(※7)による学校のICT環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書活動にも影響を与えている可能性があります。

こうした諸情勢の変化や第四次基本計画期間における成果・課題等を検討した上で、令和5年3月には、「第五次基本計画」(資料2)を策定しました。

この計画では、①不読率の低減 ②多様な子どもたちの読書機会の確保 ③デジタル社会に対応した読書環境の整備 ④子どもの視点に立った読書活動の推進の4点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進することをあげています。

#### 読書に関わる主な国の動き（平成20年以降）

平成20年6月	平成22年を「国民読書年」とすることを定める（国会決議） 図書館法の改正（※8）
平成21年6月	著作権法の一部を改正する法律交付（平成22年1月施行）（※9）
平成22年7月	文部科学省に「国民の読書推進に関する協力者会議」を設置
平成23年9月	同会議報告書「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」
平成24年12月	「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」改正
平成25年6月	「第2期教育振興基本計画」(※10) 策定 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(※11) (平成28年4月施行)
平成26年6月	「学校図書館法の一部を改正する法律」(※12) 可決
平成27年6月	「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」設置
平成28年10月	同会議「これからの学校図書館の整備充実について」報告
平成28年11月	文部科学省「学校図書館ガイドライン」(資料5)「学校司書のモデルカリキュラム」(※13)を通知
平成29年	「第5次学校図書館図書整備5カ年計画」(※14)開始

- 令和元年6月 「学校教育の情報化の推進に関する法律」(資料6)  
「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」  
(読書バリアフリー法)(資料7)
- 令和4年1月 「第6次学校図書館図書整備5カ年計画」(※15)開始
- 

#### ※7 GIGAスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。また、これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。

#### ※8 図書館法の改正

図書館は、図書館奉仕のため、学校教育を援助し、家庭教育の向上に資することとなるように留意し、図書館が行う事業として学習効果を活用して行う教育活動の機会を提供することなどに努めること、図書館の運営状況に関する評価・改善と情報提供に努める規程の整備、司書及び司書補の資格要件の見直し、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規程などを追加した。

#### ※9 著作権法の一部改正

視覚著作物をそのままの形で利用することが困難な人のために、求める著作物に対して録音、拡大、映像化などの加工を施すことが可能になった。

#### ※10 第2期教育振興基本計画

基本施策に「良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備」を掲げ、「学校図書館図書整備5カ年計画」等に基づく学校図書館設備の充実を図るとしている。

#### ※11 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(「障害者差別解消法」)

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律

この法律によって、国や地方公共団体、独立行政法人、民間企業は障がい者の求めに応じて合理的配慮を行うことが義務付けられることになり、公共図書館では、読書に障がいがある人に対して、資料やサービスの充実をはかることが必要となった。

#### ※12 学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置付け、これを学校に置くよう努め、学校司書の資質の向上を図るため研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めることとするよう改正された。

#### ※13 「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」

文部科学省では平成27年6月、学校図書館の運営に関わる基本的視点や、学校司書の資格・養成等のあり方に関して一定の指針を得ることを目的に、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し審議を行った。平成27年10月、学校図書館のあるべき姿や学校司書養成のあり方等を盛り込んだ「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」を公表。11月には、文部科学省から各都道府県教育委員会等に宛てて「学校図書館の整備充実について(通知)」が発せられ、別添資料として「学校図書館ガイドライン」と「学校司書のモデルカリキュラム」が示された。

#### ※14 第5次学校図書館図書整備5カ年計画

「学校図書館を、もっと身近で、使いやすく」をスローガンに、文科省が平成29年度から始めた計画(平成29年度～令和3年度)。同計画では学校図書館の予算が増額され、新たに主権者教育の普及に必要な新聞配備、図書館教育に欠かせない学校司書の配置拡充が盛り込まれた。また、計画にともない、地方財政措置も行われている。

#### ※15 第6次学校図書館図書整備5カ年計画

全ての公立小中学校等において、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図る。(令和4年度～8年度)

## 4. 県の動向

福岡県では平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、その成果と課題を踏まえて、平成22年3月、平成28年8月、令和5年12月に計画の改訂を行い、取組を推進しています。

この間に県は、平成26年度に、調査・研究事業として、「中学生読書活動サポーター事業」(※16) 学校・地域での読書活動の活性化を図り、「ふくおかうちどくりレー事業」(※17) で小学生のいる家庭での読書を推進しました。

青少年アンビシャス運動では「だっこDEブックプロジェクト」(※18) の実施で、乳幼児期の子どもと保護者を対象にした読書活動を推進し、平成28年度からは、その活動を支援する人材を育成するため「絵本コンシェルジュ養成講座」(※19) を開催しています。

さらに、令和5年からは、読書が好きな子どもが育まれる環境づくりを推進することを目的とした「読書好きを育む環境づくり応援事業」(※20) を実施しています。

「子どもの読書活動推進事業」では、小学生の子どもをもつ保護者を対象に「読書活動応援隊」が読書の意義や価値などの読書の重要性を伝えるとともに、読み聞かせや「家読(うちどく)」(※21) の具体的手法等についての紹介・演習等を行い、子どもの読書活動の充実に努めました。

また、子どもを取り巻く読書活動の更なる充実を図るため、「子どもの読書習慣形成・定着支援事業」を実施し、「読書活動応援隊」は、小・中学生や保護者・地域を巻き込んだ魅力ある読書活動を企画・実施しました。

その他、国の「GIGAスクール構想」による児童生徒への「一人1台端末」環境等の整備が進む中、令和4年に「福岡県学校教育ICT活用推進方針」(※22) を策定し、ICTを活用した教育活動の推進の加速化を図っているところです。

また、県立図書館子ども図書館では、子どもの読書活動推進の拠点として、県内の図書館における児童サービス調査や職員を対象とした研修会の実施、特別支援学校向けに、テーマごとに選ばれた「学校貸出図書セット」を配備するなど機能の充実が図られています。

---

### ※16 中学生読書活動サポーター事業

平成26年度に、福岡県読書充実事業のモデル事業として、「中学生読書活動サポーター養成講座」の取り組みを行った。平成27年度から3年間小郡市独自の事業として引き続き活動を行った。

### ※17 ふくおかうちどくりレー事業

小学生のいる家庭を対象に、「家読(うちどく)」を推進することにより、読書を通して家族のコミュニケーションを深め、小学生の読書週間の定着を図るため福岡県教育委員会が行った取組

1班5～6名の児童で「うちどく図書セット」(ジャンルの異なる推薦図書が数冊入ったセット)の本をリレーする。児童は家庭に1セットを持ち帰り、親子で読んで感想や意見を出し合い、「うちどくカード」に記入して、1週間で本をリレーバックに入れ、次の人に渡す。

---

**※18 「だっこDEブックプロジェクト」**

福岡県が、幼児期の子どもや保護者を対象として幼児期から読書に親しむ環境づくりを推進するため、平成22～27年度に「だっこDEブックプロジェクト」として、青少年アンビシャス運動の参加団体で、県内で読書活動を実施している団体を公募し、幼児期の子どもや保護者を対象として読み聞かせや啓発活動を実施した。

**※19 「絵本コンシェルジュ養成講座」**

平成28年度からは、乳幼児期の読み聞かせに関する知識や技能を身に付ける「絵本コンシェルジュ養成講座」を開催し、修了者を「絵本コンシェルジュ」として名簿登録している。絵本コンシェルジュは、子育て支援センターや子育てサロン等で、乳幼児と保護者が集う場所での読み聞かせや、年齢にあった絵本の選書方法や読み聞かせの大切さを話す啓発活動を行う。また、公立図書館での研修時の講師や読書ボランティア研修での助言等、読書ボランティアの資質向上を支援する。

**※20 読書好きを育む環境づくり応援事業**

乳幼児から中学生までを対象とした発達段階に応じた読書活動の取り組みや保護者への啓発、読書活動の機運を高める特色ある取り組みの支援を通して、「読書が好きな子ども」が育まれる環境づくりを推進する。

**※21 家読**

「朝の読書」で読書の習慣を身に付けた子どもたちを手本に、家庭でも読書を習慣付けようと、平成18年に書籍等の取次会社(株)トーハンが提唱し始まった読書運動。本を介して家族間のコミュニケーションを深めることを目的とし、家族で一緒に本を読んで感想を語り合うことなどを勧めている。

小郡市では、ブックスタートから家読へと、引き続き家庭での読書が習慣づけられることを推進している。

**※22 福岡県学校教育ICT活用推進方針**

ICTを活用した授業づくりについて充実するなど、福岡県教育委員会がICTを活用し「新しい教育」の姿と実現に向けて作成した方針

## 第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

### 1. 計画の趣旨

この「推進計画」は、子どもの発達段階に応じた理想的な読書環境をつくり、その段階ごとにふさわしい本との出会いを働きかけて、読書の持つ大きな力で子どもの成長を支えていくことを目的としています。

小郡市では、子どもたち一人一人が読書を習慣とし、読書活動が充実するように、また、読書が子どもの成長過程における心の栄養となるように、子どもの読書活動の環境を総合的に整えていきます。

#### ○乳児期

乳児期は、心身の成長のうえで基礎となる大切な時期です。赤ちゃんの頃から、親をはじめとするまわりの大人たちが、顔を見ながら、愛情たっぷりの語りかけをすることで、情緒が安定し豊かな感性が育まれます。

絵本を読んでもらうことは、子どもにとって、ことばを獲得するだけでなく、スキンシップを通して親子の絆が深まり自尊感情が育つ、重要な役割を果たすため、親子で絵本を読む楽しい時間を、早い時期から習慣として持つことが必要です。

#### ○幼児期

この頃になると幼稚園や保育所(園)などで集団生活を経験し、友達ができて、ことばも豊かになり、少しずつ自分の世界が広がります。

簡単なストーリーの絵本を楽しめるようになり、日常生活のなかで絵本の中の出来事をまねしたり、話したりと、十分に絵本の世界を楽しむことができます。

また、自分のお気に入りの絵本を何度も読んでもらいたがります。子どもの欲求に応え読書意欲を満たすためには、周りの大人が深く関わっていくことが必要です。この時期に出会った絵本の記憶は、読んでもらった思い出とともに心の糧となり、成長していく過程で子どもを励まし、希望を与え続けるものとなります。

#### ○小学生

学齢に達すると、文字を習い自分でも本が読めるようになりますが、始めは文字を拾い読みするのが精一杯で、物語の内容を理解してストーリーを楽しむ余裕はありません。読んでもらえば長いおはなしも理解できるので、文字の読み書きが出来るようになって、子どもが読んでもらうことを希望するうちは、引き続き読んであげることが大切です。

この時期に大人に読んでもらうことで、読書の楽しみをたっぷり味わった子どもは、やがて、自分で本を読むようになり、成長とともに読みごたえのある物語や

古典的名作、伝記、科学や歴史の本なども楽しむことができるようになります。

ただし、それらの本を自分で手に取ることは少ないので、学校や図書館では、ブックトーク(※23)などの方法で、紹介する必要があります。また家庭でも、本を話題にしたり、家族で図書館や書店に出かけたりするなど、大人が関わり、本と親しむ環境や習慣をつくることが大切です。

### ○中学生から高校生

思春期を迎えるこの時期は身体的にも心理的にも不安定で、さまざまな悩みを抱える時期です。興味や関心に個性が現れ、本をよく読む子どもと読まない子どもの差が広がる時期です。しかし、悩みや問題と向き合ったときに読書を通して答えを得ることもあり、そのためにも、自由に幅広く読書ができるように読書環境を整えておくことが重要です。

中には、読書習慣のない子どもが本を読まない理由として、何を読んで良いかわからないといった事が挙げられていることから、周囲の人が本を紹介する働きかけが大切です。

また、専門的な知識を習得したいという欲求やいろいろな事柄への関心も強くなるので、家庭や社会は、この年代の子どもたちに十分な情報提供ができるように対応していかなければなりません。自分で正しい情報を獲得することができるよう、図書館の有効な活用方法を学ぶ機会を作ることも必要です。

---

#### ※23 ブックトーク

あるテーマにそって、何冊かのさまざまな分野の本を順序だてて紹介すること。

紹介した本を読みたいという気持ちを起こさせるだけでなく、知らなかった本や知らなかった分野に出会えることや本や読書の楽しさを知ることができる効果があり、読書の幅を広げるきっかけとなる。

## 2. 計画の目標

### (1) 家庭・地域・学校・図書館での子どもの読書活動の推進

家庭・地域・学校・図書館のそれぞれが担うべき役割を明確にし、それに応じた取組が主体的にできるよう努めていきます。また、相互に連携・協力した取組ができるよう、ネットワークを構築していきます。

### (2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

子どもの読書習慣を培い、知識・想像力を豊かにするために、資料の充実と施設等の整備を図ります。また、読書活動の専門的職員の資質向上や読書ボランティア(※24、資料8)の育成等に取り組みその活動を支援していきます。

### (3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの読書の意義や重要性について、市民への理解と関心を深めていく必要があります。講演会・研修会・イベント等の読書活動関連の事業を通して、広く啓発活動を進めます。また、あらゆる機会に子どもの読書に関する様々な情報を提供し、社会的理解を求めていきます。

### (4) 子どもの読書活動に関する調査の実施

子どもの読書活動に関する調査を実施して、現状の把握をします。また、調査結果を踏まえて、今後の子どもの読書活動推進の方向性を探ります。

---

#### ※24 読書ボランティア

子どもと本を結び付けるために、公共施設や学校などでおはなし会等の活動を行うボランティアのこと。

## 第3章 子どもの読書活動推進のための取組

### 1. 家庭・地域

生活の基本の場である家庭は、子どもが読書習慣を身に付けるいちばん身近な場所です。保護者が子どもの成長に合わせて「語りかけ」や「読み聞かせ」をすることは、子どもにとって楽しい経験であり、読書活動の基礎ともなります。

また、大人自身が読書に親しみ、子どもが本に親しむ環境をつくり、読書の楽しさを体験させることは読書を習慣づけることにつながります。

しかし、メディア中心の生活になっている状況の中、親子のふれあい時間や自然体験、社会体験の減少が危惧されています。そこで、家庭での取り組みを推進するために、様々な子育て支援の中で、大人も子どもと一緒に楽しめる機会を作り、保護者の理解を深めることが重要といえます。

#### (1) 家庭での子どもの読書活動の推進

##### ① 図書施設の活用、「おはなし会」(※25)等の充実・参加の呼びかけ

市立図書館以外にも本のある環境を整備しています。各校区のコミュニティセンターでは、図書室や図書コーナーを設置し、市立図書館から施設への団体貸出を行って、子どもの身近な場所で本と出会う機会を作っています

また「おはなし会」など、読書活動に関する行事も開催しています。まだ十分に本を選ぶことのできない子どもが、新たに本と出会う機会になっています。親子で参加した場合は、ともに楽しんだ体験が、家庭での読書活動につながる効果が期待できます。今後も、本とふれあえる魅力的な行事を提供するとともに、読書ボランティアや活動グループを支援して、開催の機会や内容の充実を図っていきます。

これらの行事の周知や図書コーナーの利用を促進するために、チラシや広報誌、コミュニティセンターの広報紙等によるPRに努めます。

---

#### ※25 おはなし会

対象となる子どもの年齢にあわせて、絵本や紙芝居、ストーリーテリング（物語を覚えて本を使わずに語ること）等を組み合わせ、プログラムを作って、読み（語り）聞かせる会。主に図書館や学校、文庫、集会施設などで行われる。

## ②ブックスタート事業(※26)の推進

平成14年度から10か月児健康診査（令和5年度から9か月乳児健康相談）時に、絵本を介した親子のコミュニケーションを勧め絵本等（ブックスタートパック）をプレゼントする、ブックスタートを行っています。その際に、読み聞かせのアドバイスをを行うとともに、早い時期から本とふれあうきっかけをつくる大切さを説明しています。

また、この事業効果を検証するために、平成15年からアンケート調査を実施しており、福岡女学院大学との分析研究をすすめています。アンケートの中間分析では「普段から子どもと絵本を介したコミュニケーションをとっている母親は育児ストレスが低く、安心感を持って育児にのぞんでいる」「読み聞かせを行う父親は育児にも積極的に関わっている」「読書が好きな保護者の子どもは読書好きになる傾向がある」などの結果が出ています。

このようにブックスタートは、子育てを支援するとともに、子どもの読書習慣をつくるきっかけとしても効果的な事業といえます。ブックスタートの普及のために、対象者全員がブックスタートを受けられることができるよう、9か月乳児健康相談での案内や未受診者への対応を、関係課が連携をして行い、引き続き、事業の継続と充実を図っていきます。

また、ブックスタートを受けた後のフォローアップとして、発達段階に応じた本との出会いを支援するために、市立図書館等で乳幼児を対象としたおはなし会や絵本を紹介する機会を作ります。

## (2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

### ①選定絵本・図書リスト等の活用

数多く出版される本の中から子どもにあった本を選ぶことは困難です。ブックスタートでは、「おすすめの絵本リスト」を配付して家庭での読書活動を推進しています。また市立図書館では、子どもの発達段階に応じて絵本を選びセットにした「絵本パック」を用意し、乳幼児のいる家庭の利用に供しています。今後も、乳幼児から就学前までの発達段階に適した絵本や図書を選定して、ブックリスト等を作成し活用をすすめていきます。

学齢の子どもに向けては、学校で図書リストを作成しています。適宜、リストを見直しながら子どもの成長や状況に応じた図書情報を提供していきます。

---

### ※26 ブックスタート事業

1992年に英国ブックトラストの推進により、イギリスのバーミンガムで始まった、絵本を介して赤ちゃんや保護者が温かい時間を過ごすことを推奨する運動。自治体の乳幼児健診などの際に図書館職員やボランティアなどが、絵本の読み方や語りかけの方法を説明しながら絵本を手渡す。

## ②学童保育所における読書活動の充実

施設の状況に応じて、読み聞かせなどを行い本の楽しさを伝えています。

また、図書コーナーを設置し、遊びの中で本とふれあい、読書に親しむ環境を作っています。

今後も、読書ボランティア等の協力も得ながら、本に関連した行事を行い、児童がともに本の楽しさを共有する時間を作ります。

図書コーナーは、児童が手に取りやすい工夫をしながら、市立図書館の団体貸出等を利用して充実を図っていきます。

## ③推進者への支援

市内にあるアンビシャス広場で、読書に関する情報提供を行い、必要に応じて市立図書館の本を貸し出すなど、活動の支援を行います。

また、青少年育成市民会議など、子どもに関する活動を行う団体に対して、読書推進に関する働きかけを行います。

## (3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

### ①「読書活動関連の講座」の開催

読書に関する様々な情報提供を行い、子どもの読書活動への関心を高めて、その重要性についての理解を促します。そのために、子育てを支援する関連施設や関係機関において、保護者や関係者を対象にした講座や講演会を開催します。

### ②子ども読書の日・読書週間の取組

4月23日は「子ども読書の日」(※27)として制定(「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月施行))されています。法律の趣旨に沿った行事等を開催して、子どもの読書活動推進のための啓発を行います。

また、こどもの読書週間と秋の読書週間には、本の魅力を伝える機会ととらえ、引き続き、啓発や広報を行います。

---

#### ※27 子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成13年に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4月23日を「子ども読書の日」と定めた。国や地方公共団体に対し、子どもが本と出会うための事業を実施するよう求めている。

小郡市では、平成23年度から市立図書館と学校給食課が連携し、4月23日(土日にあたる場合は近い日)の小中学校の給食に、絵本に登場するメニューを1品加える「ものがたりレシピをいただきます」の事業を行っている。平成24年度からは、協力校(小学校)において、市長や教育長など学外からのゲストがテーマになった絵本をクラスで読み聞かせた後、ともに給食を食べる取組も行っている。

### ③「家読（うちどく）」への取組

子どもが読書習慣を身に付けるためには、家庭での読書環境を整えることが大切です。いつも家庭のなかの子どもの目につきやすい場所に本があり、子どもの周りにいる大人が普段から本に親しむ姿を示すことは、子どもが読書に興味を持つきっかけとなります。

また、健康被害が問題となっているテレビやパソコン、スマートフォンなどの長時間の使用を改善するためにも、ゲーム等で遊ぶ時間を定め、家族全体で協力をして読書の時間をつくるなど、生活習慣を整える努力が必要です。

「家読」は、本を介した家族間のコミュニケーションを推奨する運動です。家族間で本を紹介しあうなど、各家庭において取り組みやすいことから「家読」が習慣になるよう、啓発活動の方法を見直し推進していきます。

### ④関係機関（者）の連携

小郡市では、0歳～就学前の子どもとその保護者を対象に子育て支援事業を行っている機関が連携して、互いの専門知識や技術を活かし、子育てに関する総合的な支援を行う「小郡市子育て連絡会」を組織しています。今後も、このような連携体制を活用して、関係者及び保護者に対して、子どもの読書活動推進に関する啓発を行います。

## 2. 幼稚園・保育所(園)・地域子育て支援拠点

幼稚園・保育所(園)は、新たな人との関わりが生まれ、人格形成の基礎を築く場所です。他者を思いやる、相手に自分の考えや気持ちを伝えるなど、読書からも多くを学ぶことができます。

生活の中で、子どもたちが自ら本を手にとることができるスペースを設置したり、読み聞かせによって先生や友達と一緒に絵本を楽しんだりすることで、本に対する興味や関心が持てるようになり、より豊かな感性が育ち、人への愛情や信頼感が育まれていきます。

そのために、幼稚園・保育所(園)では年齢に応じた絵本を選び、日常的に子どもが本にふれあう環境をつくる必要があります。また同時に、教諭・保育士の意識と技術の向上、保護者への啓発も重要です。

### (1) 子どもの読書活動の推進

#### ① 絵本や物語に親しむ取組

幼稚園・保育所(園)では、教諭や保育士による絵本の読み聞かせを生活時間の中に積極的に取り入れ、絵やことばの中に楽しさや喜びを見つけるための読書活動を行っています。また、保護者や読書ボランティアによる「おはなし会」を実施しているところもあります。今後も取組を拡げ、継続的に行われるように努めます。

市立図書館や移動図書館車(しらさぎ号)は、子どもたちが新たな本に出会うきっかけを作ります。市立図書館の団体貸出の利用と併せて活用していきます。

#### ② 幼稚園や保育所(園)における未就園児への取組

家庭で、保護者が子どもに対して絵本の読み聞かせを行うなど、自分の声で直接語りかけを十分に行うことが、子どものすこやかな成長にかかせません。

幼稚園や保育所(園)では、園の開放日など未就園児の来園の機会をとらえ、子どもと保護者に対して読み聞かせを行うなど、入園までの読書体験を支援するための取組を行っています。

#### ③ 地域子育て支援拠点での取組

市内4か所に設置された「子育て支援センター」と東野校区コミュニティセンター内の「つどいの広場」では、未就園児とその保護者が絵本を介したコミュニケーションを図れるように、職員や読書ボランティアによる絵本の読み聞かせや絵本の貸し出しなどを行っています。

#### ④異年齢交流を通じた取組

職場体験の中で、市内の中学生が、幼児や未就園児を対象に読み聞かせを行うなど、異年齢交流を行っていきます。

### (2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

#### ①図書スペースの確保と図書の充実

子どもたちがいつでも絵本にふれることができるような場所に、図書室や図書コーナーを設置して、自発的な読書習慣や継続的な読書活動を支えていきます。

また、子どもが手に取るような魅力ある図書を揃えたり、発達段階に応じて有用な図書を揃えるなど、内容の充実を図っていきます。そのために、市立図書館との連携を持ちながら団体貸出の利用をすすめていきます。

#### ②推進者の育成・支援

これらの読書活動を充実させるために、幼稚園・保育所（園）では、教諭や保育士が読書指導や図書の利用指導を学ぶための研修会や講習会への積極的な参加をすすめていきます。

また、幼稚園・保育所（園）でも、研修の機会を作るよう努めます。

### (3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

#### ①保護者へのはたらきかけ

各幼稚園や保育所（園）、市立図書館との連携を深め、読書活動の情報交換を行っていきます。

保護者には、講演会などで乳幼児期からの読書（読み聞かせ）の大切さや絵本の楽しさを伝え、成長に応じた絵本の選び方や選定図書リスト等の紹介をしていきます。市立図書館等で行われる子ども読書関連の催事等の案内も積極的に行います。

また、家庭でも本と親しむ機会がもたれるように、図書コーナー等から絵本の貸出を行い、家読への働きかけを行っていきます。

### 3. 学校

学校は子どもが一日の生活の中で多くの時間を過ごす場所であることから、学校での読書活動は、子どもの成長に大きな影響を与えます。

平成29年度に改訂された学習指導要領では、教育内容の主な改善事項として、「発達の段階に応じた語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成」「学習の基盤としての各教科等における言語活動（レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）の充実」を掲げ重視しています。

学習に必要な言語能力を身につけるには、読書を習慣づけ、語彙を増やし、文章を読み解く力をつけることが必要です。また、読書によって心を動かし、想像力を育むことも子どもの成長にとって大切です。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質を高めていくことも求められています。

読書の楽しさを知り、その質を向上させるために、今後は教育DXを活用した取組も必要とされます。通信ネットワーク環境の整備を行い、GIGAスクール構想による「一人1台端末」を活用しながら、紙媒体、電子媒体それぞれの利点を踏まえ、個人の発達段階や興味に応じた読書活動の推進が必要です。

また、学校での読書活動を支えるため、国が定めた「学校図書館ガイドライン」を踏まえ、学校図書館機能の充実を図るなど、学校での読書環境の整備、読書活動への取組を推進していく必要があります。

#### (1) 学校での子どもの読書活動の推進

##### ① 学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取組

「朝の10分間読書」(※28)や一斉読書時間の設定により、自由で主体的な読書環境を作り、読書が習慣となるよう取り組みます。また、読書が苦手であると感じている子どもにも本の魅力を伝えるために、学校司書・司書教諭が中心となって「読み聞かせ」や「ブックトーク」「アニメーション」(※29)など、積極的な働きかけを行います。授業では、学校図書館や市立図書館の図書を活用し、子どもの調べる力を育てます。

---

##### ※28 朝の10分間読書

昭和63年に千葉県の高校教師（林公氏、大塚笑子氏）の提唱で始められ、全国の学校に広がった読書活動。学校で毎朝、授業の始まる前の10分程度、生徒と教師がそれぞれに、自分の読みたい本を読む。わずかな時間でも、毎日続けることで読書が習慣となり、読解力など学力向上のほか、生徒の問題行為が解消されるといった効果が上がっている。

##### ※29 アニメーション

スペインのジャーナリスト、モンセラ・サルトが、子どもに読書の楽しさを伝え、読む力を育てるために開発したグループ参加型の読書指導法。物語の登場人物を故意に誤って読み、間違いを指摘させるなど、さまざまな「作戦」と呼ばれる手法がある。深く読む習慣や読解力、コミュニケーション能力を養うことを目的とする。

子どもは、先生や友人から薦められたことがきっかけで、読書に興味をもつことがあります。学校では教職員が休み時間などに子どもに本を読んだり、委員会活動を利用して、昼の放送時間に本の紹介や物語の朗読を行ったり、図書委員が「おはなし会」や「ビブリオバトル」(※30)を行うなど、学校の特色を生かして本の魅力を伝えます。

## ②学校図書館の運営

学校図書館には、読書活動や読書指導の場としての「読書センター」、学習活動や授業の内容を豊かにする「学習センター」、児童生徒や教職員の情報収集を支援し、資料選択や活用能力を育成する「情報センター」の役割があります。

また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となる場合もあります。

このように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、本に詳しく、子どものことを理解している司書教諭と専任の学校司書が中心となって、全教職員が連携して行います。

また、図書の貸出・返却、読書関連行事の企画など、学校図書館運営には図書委員会の児童生徒が大きな役目を担っています。それぞれの役割を明確にして、学校における読書活動の充実を図っていきます。

## ③学校図書館支援センターの設置

学校図書館が十分に活用され機能するためには、あらゆる教育機関との連携が必要です。司書教諭や学校司書に情報を提供し活動をサポートするために、平成18年度から学校図書館支援センターを設置しスタッフを配置して、学校図書館の機能向上と、市立図書館等の教育機関との連携を推進しています。

学校図書館支援センターの業務は、授業や調べ学習、学級文庫などで使用する図書資料の選択、学校図書館の運営に関する支援、情報提供など、専門的で多岐にわたります。引き続き学校図書館支援センターには、知識と経験をもった専任スタッフを配置し、学校図書館の支援に力を入れていきます。

---

### ※30 ビブリオバトル

参加者が読んで面白いと思った本を持って集まり、順番に1人5分間で本を紹介し、「どの本が一番読みたくなったか？」を投票して、最多票を集めたものを「チャンプ本」とする書評ゲーム  
参加者は、いろいろな本に巡り会え、本を読むのが楽しくなる効果が得られる。

#### ④学校と市教育委員会との連携

学校と市教育委員会（学校教育課・生涯学習課図書館）は連携を密にして、子どもの読書活動の支援、推進に当たっていかなければなりません。「小郡市教育機関学校図書館合同会議」等の機会を使って、各学校との情報交換や読書活動実践例の紹介、優良事例の検討実施などを行います。

また、市教育委員会は、学校図書館の充実に向けた施策を推進し、読書活動の総合調整や指導を行うとともに、教職員・司書教諭・学校司書を対象にした研修会・講習会等を開催し、より一層の学校読書活動充実のための働きかけを行います。

#### ⑤高等学校・専門学校・特別支援学校ほか

市内の県立高等学校、専門学校、特別支援学校、私立小学校とも情報交換等を行い、読書活動の推進を支援していきます。市立図書館、学校図書館支援センターが働きかけ、相互に連携・協力していくための組織づくりを行い、より効果的な取組を目指します。

### (2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

#### ①学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」機能の充実

児童生徒が、生涯にわたる読書習慣を身につけるため、学校図書館を使って読書の機会の拡充や図書の紹介、様々な図書に触れる機会を確保し、「読書センター」としての機能を充実させます。また「学習・情報センター」として、授業内容を豊かにするために資料を充実させ、資料・情報収集の手助けを行い、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するために、学校図書館の利活用の指導・支援を行います。

このような学校図書館の機能を果たせるよう、学校司書・司書教諭の連携を深め、校長のリーダーシップの下、全教職員の共通理解を図っていきます。

#### ②学校図書館の情報通信・物流ネットワークシステムの利用

平成22年度に市立図書館と学校図書館の一体型新システムを導入し、市立図書館・市立小中学校・県立高等学校・専門学校の蔵書を管理しています。

学校図書館に配置したネットワークコンピュータで、市立図書館や全学校図書館の蔵書情報を得ることができます。また館内OPAC（オパック）（※31）では、児童生徒が自ら本を検索することができます。必要な資料は、週2回、定期運行しているメール便（巡回配本車）を利用することにより、相互貸借が可能です。

---

※31 OPAC（オパック）

Online Public Access Catalog の略

図書館において検索のため公共利用に供されるオンラインの蔵書目録

メール便には小都市埋蔵文化財調査センターが所蔵する土器等の実物資料「貸出セット」の利用も可能となっています。

この様々な館種の連携を可能にしているネットワークは、学校における読書活動や学習支援に大いに役立っています。新年度には、新任の教職員に利活用について紹介するなど、今後も利用拡大とともにシステムの有効活用を図ります。

### ③学校図書館の図書資料の充実

児童生徒の発達段階に応じた豊かな読書体験の機会をつくり、幅広い興味や関心に応え、各教科の効果的な学習を進める上で、学校図書館の資料の充実は重要です。

そのためには、定期的に蔵書の見直しを行い、資料の廃棄作業を行って書棚を整備する必要があります。また同時に、予算措置を行い、計画的に新しい資料の購入や基本的な資料の買い換えを行って、魅力ある学校図書館作りのための整備を行っていきます。

また、選挙年齢の引き下げや、学習を通して情報の収集・選択や課題解決の能力を養うために新聞の配備を行います。

### ④学校図書館の環境整備

図書を手にとりたくなるように展示したり、選びやすいように配架を工夫したり、サインを作るなど、学校図書館を児童生徒が利用しやすい環境に整えることが必要です。また、こまめな清掃や家具の配置を見直すなど、清潔で気持ちの良い室内空間作りが大切です。

学校司書が計画をたて、司書教諭や図書委員との連携協力のもと、より快適で魅力のある学校図書館作りに努めます。

### ⑤ボランティア団体との連携・協力

学校では読書ボランティアやゲストティーチャーによる、読み聞かせやおはなし会、ブックトーク、読書講演会などを実施しています。これらの取組は、児童生徒が、本と出会う新たな機会となっており、地域のボランティアや保護者との連携も深まっています。

また、このことにより、児童生徒の読書習慣の形成や、地域住民の子どもの読書活動への理解、支援が広がっています。今後も継続して連携・協力の充実を図っていきます。

### ⑥学校司書・司書教諭の配置及び研修

学校図書館を効果的に機能させるために、学校司書や司書教諭、学校図書館担当教諭の果たす役割は、ますます重要となります。引き続き、これらの専任スタッフを適切に配置して、学習支援や学校図書館の運営に取り組んでいきます。

さらに、これら専任者の資質の向上をはかるため、計画的、継続的な研修の機会を作ります。また、学校における読書活動の理解を深めるため、教職員を対象とした研修や研究会を実施します。

### ⑦障がいのある子どもの読書活動の推進

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、子ども一人一人の障がいや特性、生活経験等に応じたさまざまな形態の資料を充実させ、読書のバリアフリー化を目指します。また、学校図書館を利用しやすいよう環境を整え、視聴覚機器の活用やボランティアによる読書支援等を行っていきます。

## (3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

### ①読書関連行事（子ども読書の日・読書週間）等の実施

「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」「読書週間」は、読書の楽しさをPRできる良い機会です。「読書まつり」など、学校の規模や特性に合わせた読書行事等を企画し、学校全体で取り組み、本に親しむ習慣を育てていきます。

またこれらの読書行事をきっかけとして、読書への苦手意識が軽減され、読書を習慣づけることができるよう、継続的な働きかけを行います。

### ②PTAとの連携、保護者への働きかけ

家庭でも読書が習慣となるよう、PTAと連携をし「家読」を推進していきます。学校で発行する広報誌、「PTA新聞」「図書館だより」などを利用して、本の紹介や読書の魅力を伝えていきます。また、長時間のメディア使用を見直し、家庭でも読書の時間を作ることの必要性を継続的に広報していきます。

授業参観、学校公開日などを利用して講演会などを開催し、保護者への働きかけを行っていきます。

## 4. 図書館

図書館は、子どもの知的欲求に応え、生涯にわたる学びの情報拠点として、さまざまな資料を収集・保存し提供しています。また、資料と資料の活用に関する知識を持った司書が読書活動をサポートしています。

市立図書館は、子どもの読書活動の推進拠点として、地域、幼稚園・保育所（園）、学校、読書ボランティアなど、子どもと子どもの読書に関わる人たちと連携しながら、子どもがたくさんの良い本と出会うことのできる環境整備と読書意欲を向上させる活動を積極的に推進していきます。

### (1) 図書館での子どもの読書活動の推進

#### ① 団体貸出

身近な場所に本があることで、子どもたちが本と出会う機会が広がります。幼稚園・保育所（園）・小中学校、学童保育所、子育て支援施設・コミュニティセンターなど、子どもが多くを時間を過ごす施設に対して、年齢や利用者層に合わせた図書を選び長期間貸し出ししています。

対象となる団体には広報をして、さらに利用の拡大充実に努めます。

#### ② 移動図書館車

移動図書館車「しらさぎ号」は、幼稚園・保育所（園）と市立の全小学校を定期的に巡回しています。開放的な雰囲気の中、子どもたちが図書館職員や友達と会話をしながら本を選ぶ時間は、学校図書館とはまた違った楽しみがあります。

今後も子どもたちの読書の幅を広げるような選書を行い、読書週間などの機会をとらえて行事の企画を行うなど、利用の継続・拡大に努めます。

#### ③ 学校への協力

##### ア. レファレンスの支援

子どもの学びをより豊かにするよう、授業の内容に沿った資料を選書して、学校や学級へ貸し出しています。また、主に国語の教科書で紹介されている図書を「教科書セット」として用意し、学校の要望に応じて配本しています。

引き続き資料を充実させ、学習を支援していきます。

##### イ. 図書利用カードの作成・図書館バックの配布

児童が自分専用のカードを持つことは、図書館利用のきっかけとなります。小郡市では、市立図書館と学校図書館で共通の利用カードを作成し、小学新一年生には図書館バックを配布して、図書館利用の機会をつくっています。

今後も継続して実施し、図書館利用を促します。

#### ウ. 学級図書コーナー（学級文庫）の充実

学級文庫は、児童生徒の目につき手に取りやすい点で、本と出会い読書に関心をもつ契機となる効果があります。学級文庫用に選んだ本をセットにして団体貸出を行ったり、市立図書館のリサイクル本を配布したりして、学級文庫を充実させていきます。

#### エ. 図書資料相互利用のシステム活用

市立図書館と各学校図書館で定期運行しているメール便が、図書資料の相互貸借を充実させています。今後も利用の拡大と運用の充実を図り、活用していきます。

#### オ. 読書指導や読書教育に関する研修会の開催

読書活動に対する指導や図書活用などの資質向上のために、司書教諭・学校司書・教職員を対象にした研修会や情報交換の機会を拡充し、より一層の充実を図っていきます。

#### カ. 本好きの子どもを育てるための取組

本が好きな子どもを増やすために、平成25年度から「本はともだちプロジェクト事業」（※32）に取り組んでいます。読書が苦手と感じている、何を読んだらいいかわからないなど、読書習慣のない子どもを視野に入れた取組をし、本好きの子どもを育てます。

### ④「家読（うちどく）」の推進

家庭での読書活動を推進するため、「家読」を推進しています。市立図書館に「家読」のコーナーを作り、おすすめの本の展示やブックリストを設置し、利用に供しています。また「うちどくダイアリー」を活用して、新たに「うちどくマスター」（※33）の認定制度を設け、啓発を行っています。

---

#### ※32 本はともだちプロジェクト事業

本好きの子どもを増やすために、市内の小中学校を対象に小郡市が取り組んでいる事業  
各小中学校の読書活動への取り組みを報告し、優れた活動を行っている学校に対して表彰を行う「いきいき読書活動コンクール」と、読んで面白かった、人にすすめたい本をPOPにして紹介する「本のPOP講座」を行っている

#### ※33 うちどくマスター

令和元年度から小郡市で行っている家読推進の取組みのひとつ  
家読の記録をするノート「うちどくダイアリー」を配布し、記録スペースがいっぱいになったら、「うちどくマスター」として認定し、認定証を授与する。

## (2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

### ①児童書コーナーの充実

子どもの成長に応じた魅力ある蔵書構成を図るための予算を確保し、資料を充実させます。また、子どもが利用しやすいレイアウトであるよう工夫をします。施設の老朽化で改善が必要な部分は、こまめな補修を行って快適な空間づくりに努めます。

乳幼児やヤングアダルト(※34)など、利用者層を絞ったコーナーでは、対象者に合わせて選んだ図書等を紹介するとともに、選書の参考になる本やイベントのチラシ、リーフレットなど必要と思われる情報を提供します。

また、市内に居住する外国人の子どものために、外国語の図書や日本語を学ぶための図書の収集もすすめていきます。

### ②インターネットコーナー

学習指導要領の改訂により、令和2年度から小学校でプログラミング教育が始まります。子どもの成長の早い段階で、パソコン等を使用する機会が増えることとなります。情報検索のために市立図書館で開放しているパソコンは、小学校4年生以上の子どもが使用することができます。情報リテラシー能力を高める観点から、子どもが、活字の資料と併せて情報収集ができるよう支援し、充実を図っていきます。

---

#### ※34 ヤングアダルト

主に、図書館界や出版界で使用する用語で、中高校生など、子どもと大人の中間に位置する年代の呼称で、ひとつの利用者層として捉えている。

### ③障がいのある子どもへのサービス

障がいのある子どもの読書活動を支援するために、布の絵本(※35)、録音資料、マルチメディアデージー図書(※36)、ユニバーサルデザイン絵本(※37)など、さまざまな形態の資料収集を行うとともに、電子書籍の周知を行いながら、読書のバリアフリー化を目指します。これらの資料を収集し紹介することは、対象者の利用に供するだけでなく、障がいを理解するきっかけとなります。引き続き、収集に努めるとともに、学校や施設へ資料の紹介を行っていきます。

平成30年度から、録音図書制作のための音訳ボランティアの養成講座を開催しています。録音資料を必要とする子どもの要望に応えることができるよう、ボランティアとの連携も行っていきます。

また、障がいのある子どもが市立図書館を利用しやすくなるよう、施設の点検や整備に努めます。

### ④日本語を母語としない子どもに対する支援

日本語を母語としない児童・生徒に対して、日本語を学ぶための図書等の充実を図り支援を行います。また、読書を継続して楽しむことができるように、相互貸借などを利用しながら、母語で書かれた図書を提供します。

### ⑤司書及び図書館職員の研修

図書館における専門職員である司書は、資料に関する知識を持ち、子どもや保護者へ適切な資料の紹介や助言を行い、読み聞かせなどで子どもを本と結びつける、子どもの読書推進が活発となるように様々な取組を行う役割を担っています。また、図書館職員も司書と協力をして、これらの取組を行います。

司書や図書館職員が十分に役割を果たせるよう、継続的に研修を実施し資質向上が図れるように努めます。

---

#### ※35 布の絵本

布などを使い、アプリケの手法で作られた絵本  
ひもやボタン、スナップ、マジックテープなどを使い、絵がとりはずせるようになっており、肢体不自由児や視覚障がい児の機能訓練のために開発された。

#### ※36 マルチメディアデージー図書

デージー (DAISY) とは、Digital Accessible Information System の略  
もともとは視覚障がい者の録音図書のために開発された。マルチメディアデージーは、現在広く流通している音声デージーのさらに進んだもので、音声とその部分のテキストや画像等がシンクロナイズ (同期化) して出力される。

#### ※37 ユニバーサルデザイン絵本

ユニバーサルデザイン絵本とは、触って楽しむことができるように、絵本の絵の輪郭線が、隆起印刷されている。つるつるやざらざらとした感触のものや、ふわふわの布が貼ってあるものもある。また、文字に点字が施されている。

## ⑥読書ボランティアの育成と活動支援

子どもの読書活動推進に、読書ボランティアの活動は大きな役割を果たしています。小郡市では、市内で活動している読書ボランティア団体が協議会を設立し、相互が連携して活動を行っています。

読書ボランティア活動が、長く継続され、より良い活動が行われるよう、情報提供や資質向上のための研修会や講習会を開催して活動を支援し、新しい人材の育成にも努めます。

## ⑦家庭文庫・地域文庫等の活動支援

子どもの身近な場所に本があり、気軽に本に触れることのできる場所として、地域の集会施設や個人宅を開放して本の貸し出しやおはなし会などを行う、文庫があります。児童館など、子どものための施設がない小郡市では、子どもの居場所としての役割も担っています。引き続き、文庫の開設と活動を支援し連携に努めます。

## ⑧校区コミュニティセンター図書室の活用

平成25年度に改装した三国校区コミュニティセンターの図書室には、市立図書館の職員が交替で在室し、サービスを行っています。子育て中の保護者の利用が多いことから、「子どもと子育ての棚」を作り、関係する本を集めて紹介しています。

また、近くに小学校や保育所があり、放課後の時間帯には大勢の子どもたちが立ち寄るため、児童書の棚を充実させました。

今後は市立図書館と同様に新刊の受け入れを行い、魅力ある書棚作りを目指すとともに、子どもと緊密に関わることのできる環境を生かして、在室する1名の職員でも行うことのできるサービスを検討し、読書へのアプローチを行います。

## (3)子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

### ①図書館行事の開催

おはなし会や読書関連行事は、図書館利用をより楽しくする機会となります。夏休みなどの長期休暇、お正月やクリスマスなどの時節に合わせたイベントやおはなし会を開催し、子どもたちが本と出会う機会を提供します。

また、夏休みは宿題や自由研究などで資料を求める子どもが増えることから、展示や行事で、資料紹介や調べ方などの学習支援を行います。

子どもの読書活動推進には、大人、なかでも保護者の支援が欠かせないことから、市民・保護者を対象にした子どもと読書に関する講演会等を開催して、読書活動への理解を深めていきます。

## ②啓発・広報活動

読書行事やイベント、市立図書館での展示などは、市の広報紙や市立図書館のホームページ等で広報をする以外に、より多くの人に情報が届くよう案内チラシの配布先にも工夫をします。また近年は、SNSから情報を得る世代も増えていることから、市のX（旧 Twitter）やFacebookも活用します。

市内で行われるイベントなども活用し、読書に関心がない子どもや保護者に働きかけを行い、今後も引き続き、積極的な啓発活動をすすめていきます。

## 第4章 施策の効果的な推進に向けて

### 1. 関係機関との連携・協力

#### (1) ネットワーク

本計画の具体的な活動は、教育機関や行政機関、児童施設、協力団体等のそれぞれの分野で専門的に取り組まれます。市立図書館は推進拠点として、関係機関と相互の情報交換や取組の調整を行い、より効果的な活動を推進していきます。

#### (2) 大学・専門学校との連携・協力

市立図書館と大学図書館や専門学校との連携・協力体制は、福岡女学院大学、高尾看護専門学校、平岡学園との間で行っています。

ブックスタート事業の効果分析研究や図書資料の相互貸借など、子どもの読書活動への協力や助言と専門分野からの情報収集が可能になっています。

引き続き、大学・専門学校との連携・協力を行っていきます。

### 2. 啓発・広報等の推進

子どもが読書に興味や関心を持ち、子どもの読書活動に携わる人たちの資質向上を図るために、様々な啓発・広報活動を行う必要があります。そのためには、幅広く情報を共有して、関係する各団体との連携を密にしていかなければなりません。そして、子どもの読書活動への関心と理解が、市民の間に広く深まっていくように努めていくことが重要です。関連行事やイベント等の開催をとおして、子どもの読書活動の推進を広く市民に紹介していきます。

### 3. 財政上の措置

(1) 市は、この推進計画に示された各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(2) 市は、この推進計画に示された子どもの読書活動の推進に関する各種施策のための必要な財政上の措置を講ずるよう、国・県に働きかけていきます。

### 4. 今後の取組について

小郡市子ども読書活動推進計画策定に携わった関係機関や団体との意見交換等を行い、本計画の円滑な推進に努めていきます。また、今後の推進状況等を検討していく機関は「小郡市図書館協議会」とし、この推進計画の取組等について総合的な意見を求めていきます。

## 第5章 子ども読書活動推進計画の実施体系

施策項目		実施区分	担当・所管課	
1. 家庭・地域	(1)	① 図書施設の活用、「おはなし会」等の充実・参加の呼びかけ	継続 図書館 コミュニティ推進課	
		② ブックスタート事業の推進	継続 図書館 こども家庭支援課	
	(2)	① 選定絵本・図書リスト等の活用	継続 図書館、学校教育課 健康課	
		② 学童保育所における読書活動の充実	拡充 子ども育成課	
		③ 推進者への支援	拡充 図書館	
	(3)	① 「読書活動関連の講座」の開催	拡充 図書館 コミュニティ推進課 学校教育課	
		② 子ども読書の日・読書週間の取組	拡充 図書館	
		③ 「家読（うちどく）」への取組	拡充 図書館、学校教育課 子ども育成課	
		④ 関係機関（者）の連携	継続 こども家庭支援課 子ども育成課 保育所・幼稚園課 図書館	
	2. 幼稚園 保育所（園） 地域子育て 支援拠点	(1)	① 絵本や物語に親しむ取組	継続 保育所・幼稚園課 こども家庭支援課
			② 幼稚園や保育所（園）における未就園児への取組	拡充 保育所・幼稚園課
			③ 地域子育て支援拠点での取組	拡充 保育所・幼稚園課 こども家庭支援課
			④ 異年齢交流を通じた取組	継続 学校教育課 保育所・幼稚園課
(2)		① 図書スペースの確保と図書の充実	拡充 保育所・幼稚園課 こども家庭支援課	
		② 推進者の育成・支援	拡充 保育所・幼稚園課 こども家庭支援課	
(3)		① 保護者へのはたらきかけ	拡充 保育所・幼稚園課 こども家庭支援課	
3. 学校		(1)	① 学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取組	拡充 学校教育課
			② 学校図書館の運営	継続 学校教育課
			③ 学校図書館支援センターの設置	継続 図書館、学校教育課
	④ 学校と市教育委員会との連携		拡充 図書館、学校教育課	
	⑤ 高等学校・専門学校・特別支援学校ほか		拡充 図書館、学校教育課	

3. 学校（続き）	(2)	① 学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」機能の充実	拡充	図書館 学校教育課
		② 学校図書館の情報通信・物流ネットワークシステムの利用	拡充	図書館 学校教育課
		③ 学校図書館の図書資料の充実	継続	学校教育課 教育総務課
		④ 学校図書館の環境整備	継続	学校教育課
		⑤ ボランティア団体との連携・協力	拡充	図書館 コミュニティ推進課 学校教育課
		⑥ 学校司書・司書教諭の配置及び研修	継続	学校教育課
		⑦ 障がいのある子どもの読書活動の推進	継続	図書館、学校教育課
	(3)	① 読書関連行事（子ども読書の日・読書週間）等の実施	拡充	図書館、学校教育課 教育総務課
		② P T Aとの連携、保護者への働きかけ	拡充	学校教育課
4. 図書館	(1)	① 団体貸出	拡充	図書館 コミュニティ推進課 子ども育成課
		② 移動図書館車	拡充	図書館 コミュニティ推進課 学校教育課 子ども育成課 保育所・幼稚園課
		③ 学校への協力	拡充	図書館、学校教育課
		④ 「家読（うちどく）」の推進	継続	図書館
	(2)	① 児童書コーナーの充実	継続	図書館
		② インターネットコーナー	継続	図書館
		③ 障がいのある子どもへのサービス	拡充	図書館、学校教育課 福祉課
		④ 日本語を母語としない子どもに対する支援	拡充	図書館、学校教育課
		⑤ 司書及び図書館職員の研修	継続	図書館
		⑥ 読書活動ボランティアの育成と活動支援	継続	図書館
		⑦ 家庭文庫・地域文庫等の活動支援	拡充	図書館
		⑧ 校区コミュニティセンター図書室の活用	拡充	図書館 コミュニティ推進課
	(3)	① 図書館行事の開催	継続	図書館
		② 啓発・広報活動	拡充	図書館

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号

### (目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村

における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### （子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### （財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定</li> <li>○ 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする</li> </ul>	
第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等	
子どもの読書活動に関する取組の現状	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校図書を配置する学校等の割合は増加</li> <li>○ 減少している点： 図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少</li> </ul>	
子どもの読書活動の現状	
不読率の現状	新型コロナウイルスの感染拡大
<p><b>目標</b>：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下 ※不読率＝1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合</p> <p><b>現状</b>：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない</p> <p>R4：小学生8.4%、中学生18.8%、高校生51.1%</p> <p>(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性</li> <li>○ 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇</li> <li>※令和元年～2年、自宅学習が増え、小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加</li> </ul> <p>(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)</p>
読書量・読解力の現状	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)</li> <li>(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</li> <li>○ 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)</li> <li>※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い</li> <li>(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)</li> </ul>	

### 第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

#### 1. 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

#### 2. 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

#### 3. デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

#### 4. 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

### 第3章 子どもの読書活動の推進体制等

○ 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める

○ 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める(推進法第9条)

※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市町村 市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度：市：93.9%、町村：74.4%)

目標：市：100% 町村：80%以上

都道府県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析
- 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有

第4章 子どもの読書活動の推進方策①	
子どもの読書活動の推進に当たっては、 <b>家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある</b>	
<b>I 共通事項</b>	
<b>1 連携・協力</b>	
○教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力	
○地域における学習資源・人的資源の共有	
・地域の図書等資料の有効活用、 <b>読書バリアフリーコンソーシアム</b> の推進等	
・地域学校協働活動の推進( <b>コミュニティ・スクールとの一体的な推進</b> )	
・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築	
<b>2 人材育成</b>	
○読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、	
・司書等の <b>講習・研修等の見直し</b>	
・国が実施する講習の <b>オンライン化の推進</b>	
<b>3 普及啓発</b>	
○国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進( <b>子どもの読書活動推進フォーラム</b> )	
○文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大( <b>幼児教育関係分野</b> )	
<b>4 発達段階に応じた取組</b>	
○多様な子どもの状況に応じ、 <b>乳幼児期からの切れ目ない支援の促進</b> (乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)	
○不読率の状況を勘案し、 <b>学校種間の移行段階に着目した取組の促進</b> (入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)	
<b>5 子どもの読書への関心を高める取組</b>	
○子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)	
○ICTの活用による既存の取組の <b>更なる参加促進</b> (オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)	
○全ての子どもの <b>参加しやすさ</b> を考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)	
<b>II 家庭</b>	
○家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進	
・ <b>家庭教育支援チームの配置促進</b> を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進	

第4章 子どもの読書活動の推進方策②	
子どもの読書活動の推進に当たっては、 <b>家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある</b>	
<b>III 地域(図書館)</b>	<b>IV 学校等</b>
○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進	○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
<b>多様な子どもたちの読書機会の確保</b>	<b>多様な子どもたちの読書機会の確保</b>
・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供	・特別支援学校を含めた <b>学校図書館資料の整備</b>
・多言語・やさしい日本語による利用案内	・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
・地域の子どもの親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組	・図書館、ボランティア等との連携
・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会	(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)
<b>デジタル社会に対応した読書環境の整備</b>	<b>デジタル社会に対応した読書環境の整備</b>
・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実	・ <b>1人1台端末の活用</b> (学校図書館システム等のリンク等)
・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)	・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
<b>子どもの視点</b>	・学校図書館図書情報のデータベース化
・イベント等への企画段階からの <b>子どもの参画</b>	<b>子どもの視点</b>
・ <b>子どもの要望を取り入れた資料・環境整備</b>	・子どもの意見聴取の機会の確保
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく、心地よい読書環境づくり)	・図書委員等の <b>子どもの学校図書館の運営への主体的な参画</b>
○図書館の設置・運営及び資料の充実	○ <b>学校図書館資料の計画的整備</b>
・図書館資料の計画的整備	・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進	・「 <b>学校図書館ガイドライン</b> 」等の見直しの検討
・「望ましい基準」の見直しの検討	○ <b>司書教諭、学校司書の配置の促進</b>
○司書等の配置の促進	
<b>V 民間団体</b>	
○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進	
・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催	
・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)	
・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)	
○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び <b>子どもゆめ基金</b> による助成等	

## 文字・活字文化振興法

平成17年7月29日 法律第91号

### (目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

### (基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

### (国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

#### (文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

#### (学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

#### (財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 国民読書年に関する決議

平成 20 年 6 月 6 日

### <衆議院本会議>

#### 国民読書年に関する決議（第 169 回国会、決議第 2 号）

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成 11 年（西暦 1999 年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成 13 年（西暦 2001 年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成 17 年（西暦 2005 年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の平成 22 年（西暦 2010 年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

（笹川堯君外 12 名提出）

### <参議院本会議>

#### 国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものとして受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、2001 年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに 2005 年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、2010 年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

（西岡武夫君外 6 名発議）

## 「学校図書館ガイドライン」

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい

在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

- (1) 学校図書館の目的・機能
- (2) 学校図書館の運営
- (3) 学校図書館の利活用
- (4) 学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6) 学校図書館の施設
- (7) 学校図書館の評価

### (1) 学校図書館の目的・機能

- ・学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。
- ・学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

### (2) 学校図書館の運営

- ・校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- ・学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- ・学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校

時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

- ・学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- ・学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

### (3) 学校図書館の利活用

- ・学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- ・学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- ・学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- ・学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- ・学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

### (4) 学校図書館に携わる教職員等

- ・学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等がおり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- ・校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- ・教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。

- ・学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- ・司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- ・学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- ・また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- ・また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

## (5) 学校図書館における図書館資料

### ① 図書館資料の種類

- ・学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- ・学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- ・選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。

- ・小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- ・発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデジジー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

## ②図書館資料の選定・提供

- ・学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- ・図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- ・学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- ・学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

## ③図書館資料の整理・配架

- ・学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- ・図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- ・館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探ることができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- ・学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

#### ④図書館資料の廃棄・更新

- ・学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。
- ・図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- ・廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

#### (6) 学校図書館の施設

- ・文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- ・また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

#### (7) 学校図書館の評価

- ・学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- ・評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- ・評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目線の成果）・アウトカム（児童生徒目線の成果）の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

# 学校教育の情報化の推進に関する法律

令和元年6月28日 法律第47号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
  - 第2章 学校教育情報化推進計画等（第8条・第9条）
  - 第3章 学校教育の情報化の推進に関する施策（第10—第21条）
  - 第4章 学校教育情報化推進会議（第22条）
- 附 則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、デジタル社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要となっていることに鑑み、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

2 この法律において「学校教育の情報化」とは、学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育（情報及び情報手段（電子計算機、情報通信ネットワークその他の情報処理又は情報の流通のための手段をいう。次条第1項において同じ。）を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の育成を図るための教育をいう。第14条において同じ。）の充実並びに学校事務（学校における事務をいう。以下同じ。）における情報通信技術の活用をいう。

3 この法律において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「デジタル教材」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）として作成される教材をいう。

5 この法律において「デジタル教科書」とは、教科書に代えて、又は教科書として使用されるデジタル教材をいう。

### （基本理念）

第3条 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術の特性を生かして、個々の児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育（児童生徒の主体的な学習を促す教育をいう。）等が学校の教員による適切な指導を通じて行われることにより、各教科等の指導等において、情報及び情報手段を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の体系的な育成その他の知識及び技能の習得等（心身の発達に応じて、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことをいう。）が効果的に図られるよう行われなければならない。

- 2 学校教育の情報化の推進は、デジタル教科書その他のデジタル教材を活用した学習その他の情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよう行われなければならない。
- 3 学校教育の情報化の推進は、全ての児童生徒が、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られるよう行われなければならない。
- 4 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の負担が軽減され、児童生徒に対する教育の充実が図られるよう行われなければならない。
- 5 学校教育の情報化の推進は、児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。第17条において同じ。）の確保を図りつつ行われなければならない。
- 6 学校教育の情報化の推進は、児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮して行われなければならない。

#### （国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、学校教育の情報化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （学校の設置者の責務）

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における学校教育の情報化の推進のために必要な措置を講ずる責務を有する。

#### （法制上の措置等）

第7条 政府は、学校教育の情報化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第2章 学校教育情報化推進計画等

### （学校教育情報化推進計画）

第8条 文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する計画（以下「学校教育情報化推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 学校教育情報化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - （1）学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針
  - （2）学校教育情報化推進計画の期間
  - （3）学校教育情報化推進計画の目標
  - （4）学校教育の情報化の推進に関する施策に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - （5）前各号に掲げるもののほか、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 学校教育情報化推進計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 文部科学大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、学校教育情報化推進計画を変更するものとする。

- 5 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 6 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県学校教育情報化推進計画等)

第9条 都道府県は、学校教育情報化推進計画を基本として、その都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育情報化推進計画（都道府県学校教育情報化推進計画が定められているときは、学校教育情報化推進計画及び都道府県学校教育情報化推進計画）を基本として、その市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県学校教育情報化推進計画又は市町村学校教育情報化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

### 第3章 学校教育の情報化の推進に関する施策

#### (デジタル教材等の開発及び普及の促進)

第10条 国は、情報通信技術を活用した多様な方法による学習を促進するため、デジタル教材等（デジタル教材及びデジタル教材を利用するための情報通信機器をいう。次項において同じ。）、情報通信技術を活用した教育方法等の開発及び普及の促進に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、障害の有無にかかわらず全ての児童生徒が円滑に利用することができるデジタル教材等の開発の促進に必要な措置を講ずるものとする。

#### (教科書に係る制度の見直し)

第11条 国は、前条第1項の学習を促進するため、教科書として使用することが適切な内容のデジタル教材について各教科等の授業においてデジタル教科書として使用することができるよう、その教育効果を検証しつつ、教科書に係る制度（教科書の位置付け及び教科書に係る検定、義務教育諸学校の児童生徒への教科書の無償の供与、教科書への掲載に係る著作物の利用等に関する制度をいう。次項において同じ。）について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、前項の措置の実施の状況等を踏まえ、学校における情報通信技術の活用のための環境の整備の状況等を考慮しつつ、教科書に係る制度の在り方について不断の見直しを行うものとする。

#### (障害のある児童生徒の教育環境の整備)

第12条 国は、情報通信技術の活用により可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けることができる環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

#### (相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保)

第13条 国は、情報通信技術の活用により疾病による療養その他の事由のため相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校の教職員の資質の向上)

第14条 国は、情報通信技術を活用した効果的な教育方法の普及、情報通信技術の活用による教育方法の改善及び情報教育の充実並びに情報通信技術の活用による学校事務の効率化を図るため、学校の教員の養成及び学校の教職員の研修を通じたその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

**（学校における情報通信技術の活用のための環境の整備）**

第15条 国は、デジタル教材の円滑な使用を確保するための情報通信機器その他の機器の導入及び情報通信ネットワークを利用できる環境の整備、学校事務に係る情報システムの構築その他の学校における情報通信技術の活用のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

**（学習の継続的な支援等のための体制の整備）**

第16条 国は、児童生徒に対する学習の継続的な支援等が円滑に行われるよう、情報通信技術の活用により児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を学校間及び学校の教職員間で適切に共有する体制を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

**（個人情報保護等）**

第17条 国は、児童生徒及び学校の教職員が情報通信技術を適切にかつ安心して利用することができるよう、学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保を図るため、学校におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

**（人材の確保等）**

第18条 国は、学校の教職員による情報通信技術の活用を支援する人材の確保、養成及び資質の向上を図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

**（調査研究等の推進）**

第19条 国は、デジタル教材の教育効果、情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響等に関する調査研究、情報通信技術の進展に伴う新たなデジタル教材、教育方法等の研究開発等の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

**（国民の理解と関心の増進）**

第20条 国は、学校教育の情報化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、学校教育の情報化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

**（地方公共団体の施策）**

第21条 地方公共団体は、第10条から前条までの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

**第4章 学校教育情報化推進会議**

第22条 政府は、関係行政機関（文部科学省、総務省、経済産業省その他の関係行政機関をいう。次項において同じ。）相互の調整を行うことにより、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、学校教育情報化推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、学校教育の情報化に関し専門的知識を有する者によって構成する学校教育情報化推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

**附 則**

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（令和3年5月19日法律第35号） 抄**

**（施行期日）**

第1条 この法律は、令和3年9月1日から施行する。

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年 6 月 28 日 法律第 49 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 基本計画等（第 7 条・第 8 条）
- 第 3 章 基本的施策（第 9 条—第 17 条）
- 第 4 章 協議の場等（第 18 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成 17 年法律第 9 1 号）第 2 条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第 11 条第 2 項及び第 12 条第 2 項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

### （基本理念）

第 3 条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- (2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- (3) 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

### （国の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (財政上の措置等)

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第2章 基本計画等

### (基本計画)

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (地方公共団体の計画)

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

## 第3章 基本的施策

### (視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

### **（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）**

第10条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 点字図書館等から著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第2項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- (2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

### **（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）**

第11条 国及び地方公共団体は、著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第18条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）**

第12条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）**

第13条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

### **（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）**

第14条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

### **（情報通信技術の習得支援）**

第15条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **（研究開発の推進等）**

第16条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

### (人材の育成等)

第17条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第4章 協議の場等

第18条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第10条第1号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 小郡市読書ボランティアグループ一覧

【50音順】

令和7年3月現在

No	団体名	主な活動
1	おはなし希鈴（きりん）	のぞみが丘小学校などで、絵本、紙芝居、パネルシアター、手遊びなどのおはなし会を開催している。
2	おはなしポケット	立石小学校や、くろつちカフェで、主に絵本の読み聞かせを行っている。
3	おはなしほっぺ	毎月第4火曜日に市立図書館、第5月曜日にひまわり館東野で、乳幼児とその保護者向けに、おはなし会を開催している。
4	おはなし朗読 「ことだま」	保育所（園）、幼稚園、学校などでは、小道具を使った話・わらべうた遊び・絵本の読み聞かせ・ブックトークを行い、地域では、毎月朗読会を行っている。
5	おもやい広場 「くまさん文庫」	家庭文庫活動として、本の貸出し、読み聞かせ、子どもを対象に様々なイベントを行い、居場所づくりに貢献している。 また、地域の幼稚園や小学校で、絵本の読み聞かせを行っている。
6	七夕おはなし会	シニア世代の会員が、市内の保育園、幼稚園、小学校、公民館での子育て支援などで、絵本の読み聞かせ、手遊び、紙芝居、パネルシアターなどを組み合わせたおはなし会をしている。
7	ハニービスケット 三国おはなし会	三国小学校を中心に、絵本の読み聞かせや語り等の活動を行っている。 ふれあい館三国で、毎月第3土曜日におはなし会を開催している。

※上記の団体は、小郡市「子どもの読書」関連団体連絡協議会の構成団体です。

【問い合わせ先】小郡市立図書館 72-4319

## 小郡市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員

令和6年度

No	区分	氏名	所属
1	識見を有する者	篠原 忍	元福岡女学院大学名誉教授
2	関係団体を 代表する者	財津 睦子	小郡市民生委員・児童委員協議会代表
3		梶原 潔	小郡市保育協会代表
4		山下 嘉成	小郡幼稚園園長
5		福永 隆二	小郡市小学校校長会代表
6		山本 拓	小郡市中学校校長会代表
7		彌永 順之	小郡市内高等学校校長会代表
8		成富 健介	小郡市小学校PTA連絡協議会代表
9		實本 高行	小郡市自治公民館連絡協議会代表
10		伊藤 伊都子	小郡市「子どもの読書」関連団体連絡協議会代表
11		佐藤 貴善	福岡県教育庁北筑後教育事務所 社会教育室長
12		本田 文子	福岡県立図書館総合サービス室
13	林 智香子	社会福祉法人こぐま福社会こぐま学園 児童発達支援センターゆう 園長	
14	公募に応じた者	中野 亜紀子	
15		永田 智哉	

※任期：令和3年3月1日～令和7年3月31日

**「第4次小郡市子ども読書活動推進計画」  
改訂版**

令和7年3月

小郡市 小郡市教育委員会 生涯学習課 小郡市立図書館

事務局：小郡市立図書館

〒838-0142 小郡市大板井 136-1 TEL 0942-72-4319